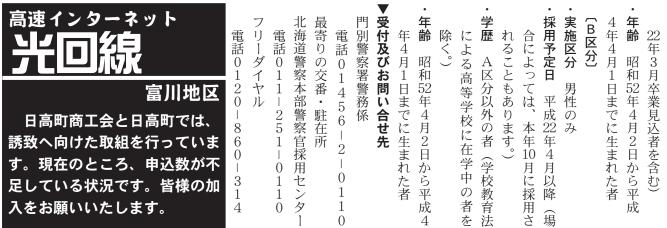
$\bigcirc$ 

を除	
・ 学 歴	札幌市北区北8条西2丁目1−1
オス	T060-8566
して	(札幌市を第1次試験地とした場合)
・お月ろ	●申込書の提出先
・采月予	平成21年4月4日(火)
	平成21年4月1日水~
	●受付期間
シシティー	平成21年6月14日(日)
も金配	●試験日 (第1次試験)
・ 川 人 人	●採用予定者数約110名(全国)
日尾	の資格があると認める者
•	②人事院が①に掲げる者と同等
	見込みの者
木巾	年3月までに大学を卒業する
	①大学を卒業した者及び平成22
	で次に掲げるもの
	・昭和63年4月2日以降生まれの者
	1日生まれの者
	・昭和55年4月2日~昭和63年4月
<b>月</b> 1 3 月	●受験資格
●公告	採用試験のお知らせ
実焼	労働基準監督官
	電話 01457-6-2024
	施設農林課 農林グループ
電話	電話 01456-2-6185
浦河労	産業経済課 水産林務グループ
浦河郡	▼受付及びお問い合せ先
▼申込書	絡します。
電話	苗木の配布日については、後日連
人事第	●配布方法

除	歴 学校教育法による大学	れらにこうらります。 合によっては、本年10月に採用さ	成22年4月	<b>(施区分</b> 男性、女性	A 区分 〕	文験資格	北見方面…北見、網走	釧路方面…釧路、帯広	旭川方面…旭川、稚内	函館方面…函館	苫小牧	滝川、小樽、室蘭、	札幌方面…札幌、千歳、岩見沢	R1次試験地	5 月 10 日 (日)	<b>f1次試験日</b>	4月1日(水~4月15日(水)	F込書受付期間	3月4日(水)	<b>4告</b> (申込書交付を開始します)	施のお知らせ	道警察官	電話 0 1 4 6 2 2 2 1	四河労働基準監督署	曲河郡浦河町栄町西1丁目3-	H込書の交付場所・お問い合せ先	$\cap$	八事第1係
---	--------------	--------------------------------	--------	-------------------	-----------	------	------------	------------	------------	---------	-----	-----------	----------------	--------	--------------------------	---------------	-----------------	---------	---------	-------------------------	--------	------	--	-----------	----------------	-----------------	--------	-------



電話01457-6-2076 <b>▼問い合わせ先</b> 特に魚釣りや子供さんの川遊びなどに	は川より安全な場所に戻って下さい。カー、サイレンの吹鳴が聞こえた時に川で の 事 故 防 止の た め、ス ピ ー吹鳴します。	堰越流を開始する時、約15分間 ②日高取水堰 ◎スピーカーの吹鳴 します。 増すたしこに加える問めでスピー		
記によることができます。 ④病気又は身体障害のため毛筆にて 四㎝×三十三㎝の横長とし、毛筆	用紙は随意(但、半紙サイズ二十だし、海外から詠進する場合は、べて毛筆で自書してください。た3.用紙は、半紙とし、記載事項はす	差し支えありません。 、なるべく具体的に 、なるべく具体的に 、	<ul> <li>●詠進歌の詠進要領</li> <li>①詠進歌の詠進要領</li> <li>①詠進歌に、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。</li> <li>②書式は、半紙(習字用の半紙)を 横長に用い、右半分にお題と短 横長に用い、右半分にお題と短</li> </ul>	平成二十二年歌会始のお題 「光」と定められました。 「光」と定められました。

•	代筆(墨書)による。代筆の理由、	
	代筆者の住所及び氏名を別紙に書	
	いて詠進歌に添えてください。	
•	本人がワープロやパソコンなどを	
	使用して印字する。この場合、こ	
	れらの聞きを使用した理由を別紙	
	に書いて詠進歌に添えてくださ	
	() ()	
•	視覚障害の方は、点字で詠進して	
	も差し支えありません。	
÷	汪意事項	
	次の場合には、詠進歌は失格とな	
0	ます。	
(1)	)お題を詠み込んでいない場合・短	
	歌の定形でないもの又用紙が縦長	
	の場合。	
(2)	)一人で二首以上詠進した場合や毛	
	筆でない場合	
( <b>3</b> )	③詠進歌が既に発表された短歌と同	
	一又は著しく類似した短歌である	
	場合	
(4)	)詠進歌を歌会始の行われる以前	
	に、新聞、雑誌その他の出版物、	
	年賀状等により発表した場合	
$(\underline{5})$	〕詠進要領④に記した代筆の理由書	
	を添えた場合を除き、同筆と認め	
	られるすべての詠進歌	
(6)	)住所、氏名、生年月日、職業を書	
	いていないものその他この詠進要	
	領によらない場合	

	ら利用し、又は第三者に提供しませ	利用目的以外の目的のために	の他特別な理由がある場合を	令に基づく開示	・利用及び提供の制限	で利用します。	情報は、歌会始のために必要な範囲	詠進要領②で記載いただいた個	・利用目的	(注)個人情報の取扱いについて	ζĵ	www/kunaicho.go.jp/)をご参照下さ	また、宮内庁ホームページ(http://	ださい。	て、九月二〇日までに問い合わせて	書き、返信用切手をはった封筒を添え	式部職宛に、郵便番号、住所、氏名を	疑問がある場合には、直接、宮内庁	封入して差し支えありません。	てください。詠進歌は小さく折って	とし、封筒に「詠進歌」と書き添え	「〒一〇〇-八一一 宮内庁	●郵便のあて先	十日までのものを有効とします。	とし、郵送の場合は、消印が九月三	お題発表の日から九月三十日まで	●詠進の期間
--	------------------	---------------	---------------	---------	------------	---------	------------------	----------------	-------	-----------------	----	----------------------------	----------------------	------	------------------	-------------------	-------------------	------------------	----------------	------------------	------------------	---------------	---------	-----------------	------------------	-----------------	--------